

議案第27号

三田市障害児療育センター条例の一部を改正する条例の制定について

三田市障害児療育センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月18日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市障害児療育センター条例の一部を改正する条例

三田市障害児療育センター条例（平成9年三田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第164号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「事業」を「児童発達支援事業」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援事業

第3条に次の2号を加える。

(3) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第18項に規定する基本相談支援及び計画相談支援事業

(4) その他市長が必要と認める事業

第4条から第6条までを次のように改める。

（定員）

第4条 前条第1号に規定する事業の定員は、1日当たり45人以内とする。

（利用できる者の範囲）

第5条 事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 第3条第1号及び第2号に規定する事業 法第21条の5の5第1項の規定による障害児通所給付費を支給する旨の決定を受けた児童

(2) 第3条第3号に規定する事業 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者及びその児童並びに障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等及びその児童

(3) 第3条第4号に規定する事業 市長が必要と認める者

（利用料等）

第6条 第3条に規定する事業の利用料等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額及び事業の実施に要する実費相当額の合計額とする。

(1) 第3条第1号又は第2号に規定する事業 法第21条の5の3第2項第1号

に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）及び同条第1項に規定する食事の提供に要する費用その他日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用の額の合計額

(2) 第3条第3号に規定する事業 法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の合計額

(3) 第3条第4号に規定する事業 市長が別に定める額

第9条の2第2項第1号を次のように改める。

(1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務

第9条の2第3項中「第4条（同条の表を除く。以下同じ。）、第7条及び第8条の規定」を「第5条から第8条までの規定」に、「第4条及び」を「第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の2の次に次の1条を加える。

（利用料等の收受）

第10条 前条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、市長は、第6条に規定する利用料等を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。